

政令第三百八十七号

消費者安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第四十七条第二項及び第五十条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「当該都道府県又は市町村の区域内に」を「次に掲げる場合において、事業者に対し、報告を求め、」に、「が所在する事業者に対し、報告を求め、当該場所」を「（第一号に掲げる場合にあつては、当該都道府県又は市町村の区域内に所在するものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該都道府県又は市町村の区域内に当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する場合

二 前号に掲げる場合を除くほか、当該都道府県又は市町村の区域内における法第三十八条第一項に規定する消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために必要があると認めるとき

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長がこの政令による改正後の第十条第一項に規定する事務（同項第二号に掲げる場合に関するものに限る。）を行うこととする場合における同条第二項の規定による求め、同条第三項の規定による通知及び同条第四項の規定による告示は、この政令の施行前においても行うことができる。

理由

消費者安全法に基づき都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができ、る事務を拡大する必要があるからである。